

第419回神奈川県最低賃金審議会  
議事録

1 日時 令和4年7月1日(金)午前10時10分から午前11時00分まで

2 場所 万国橋会議センター 405号室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、山本弘  
(欠席:清水智華子)

4 議事

- (1) 会長代理の選任について
- (2) 神奈川県最低賃金の改正について(諮問)
- (3) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 神奈川県特定最低賃金特別小委員会の設置等について
- (5) その他

**【事務局：監察監督官】**

本日は、お忙しい中、大変お暑い中を御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は公開しております。傍聴人の方が1名いらっしゃいます。

傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元にお配りしていますファイルの資料がございます。資料の一覧表1から18までございます、御確認ください。

よろしいでしょうか。

次に、本日の出席状況についてです。

現時点で、15名の委員のうち、14名の御出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、清水委員からは欠席の御連絡を予めいただいております。

それではただ今から、第419回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

第51期の各委員の皆様に変更はございませんが、本年度最初の審議会ですので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

名簿はただいまの資料の1にありますので、名簿に従い御紹介いたします。

<名簿に基づき各委員を紹介>

**【事務局：監察監督官】**

次に、私ども事務局の職員が、この4月1日付けの異動により替わりましたので、その紹介をさせていただきます。では局長から順にお願いいたします。

労働局長の西村でございます。よろしくをお願いいたします。

労働基準部長の星野と申します。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

賃金室長の平本です。よろしくをお願いいたします。

監察監督官の吉田です。よろしくをお願いいたします。

以上事務局です、よろしくをお願いいたします。

また、会長代理の交替のお申し出がございますので、後ほど選任をお願いいたします。

**【事務局：監察監督官】**

次に、審議会の開催に当たりまして、局長の西村より一言ご挨拶申し上げます。

**【局長】**

おはようございます、労働局長の西村でございます。審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

各委員におかれましては、大変お忙しい中、第 419 回審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から、それぞれのお立場で最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大なる御理解、御協力をいただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日は、神奈川県最低賃金の改正について、諮問させていただくこととしております。このため、本審議会を開催させていただいたところでございます。

現在、御案内のとおり中央最低賃金審議会におきまして、最低賃金の引上げの目安に関する審議が行われております。今後、「目安」の答申が出されるという状況でございます。

委員の皆様におかれましては、この「目安」を参考にいただきながら、神奈川県の実情、これを踏まえた御審議を賜ることができればと思っております。

私ども事務局といたしましては、円滑で充実した御審議をいただけますよう、精一杯努めてまいりたいと考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局：監察監督官】**

では、この後の議事につきましては、会長よろしく申し上げます。

**【会長】**

それでは議題に従いまして、さっそく議事に入りたいと思いますが、その前に一言、毎年同じようなことを申し上げますけれども、円滑で、実りある審議にどうか皆様のご協力をお願いしたいと思います。どうぞ今年もよろしくお願いいたします。

先ほど事務局から話がありましたが、この度、会長代理を務めていただいている千葉委員から、御都合により交替したいというお話をいただいておりますので、会長代理の選出をお願いしたいと思います。

選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょう。何か御提案とかございますでしょうか。

**【石崎委員】**

よろしいでしょうか。赤羽委員がよろしいのではないかと思います。

**【会長】**

ただいま、石崎委員から会長代理には赤羽委員をとの御発言がありましたが、いかがいたしましょうか。

**【委員】 「異議なし」**

**【会長】**

よろしいですか。それでは、皆様の御賛同が得られましたので、会長代理は赤羽委員ということで、よろしくお願いします。

**【会長】**

では、赤羽委員から一言いただいてもよろしいですか。

**【会長代理】**

この度、会長代理に選任いただきました赤羽でございます。私、この仕事をさせていただいて3年目なのですが、初年度はコロナという前代未聞の状況で、いきなり初年度から難しい状況でありました。今年もコロナに加えて色々と世界情勢が非常に動いておりまして、経済状況も3年前から比べるとだいぶ変わっているという難しい状況の中ですが、しっかりと会長代理の職を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

それでは、本日の議事録の確認は、私と、労働者側は、林克己委員、使用者側は、上谷委員、よろしくお願ひしたいと思っております。

**【会長】**

では、次に、審議会の公開・非公開につきまして事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

本日の審議会につきましては、神奈川県最低賃金審議会運営規程第6条に基づきまして公開・傍聴の手続きを取らせていただいております。一部の団体からすべての審議会を公開するよう要請されておりますが、審議会の公開・非公開につきましては、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れのある場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害される恐れのある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。

これにより、従来、金額の審議を行う場合には必要に応じて非公開とされており、具体的には本審については原則公開、専門部会、特別小委員会については、すべて非公開とされております。

公開・非公開の取り扱いについて、本日の審議会でご審議いただけたらと考えております。

**【会長】**

今、説明がございましたが、審議会運営規程第6条の運用については、従来どおりとしたいと思いますが、よろしいですか。

**【各委員】** (異議なし)

**【会長】**

それでは、議事の最初に、神奈川県最低賃金の改正についての諮問がございます。事務局からお願いいたします。

**【事務局：監察監督官】**

それでは、西村局長から諮問文を会長にお渡しします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

**【局長】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【会長】**

ただいま、局長から諮問文をいただきました。

それでは事務局の方で、諮問文の読み上げをお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文朗読)

**【会長】**

はい、ありがとうございました。では、次に賃金をめぐる情勢等について資料説明を兼ねて事務局からお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

それでは、資料説明の前に、ただいまの諮問について説明させていただきます。

資料番号4を御覧ください。

先月7日に、閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」の関係部分の抜粋をお付けしています。

特に最低賃金に関して直接的に言及されている箇所は下線を引いてございます。

これらの部分にございますように、最低賃金の引上げは、人への投資のためにも重要な政策決定事項であるとされており、最低賃金引上げの環境整備を進める中小企業の支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向、地域格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均 1,000 円以上となることを目指し、その引上げ額については、最低賃金審議会ですっかり議論する。

と、されているところでございます

神奈川県最低賃金につきましても、春季における賃上げ状況や、神奈川県の景気動向、雇用情勢等を踏まえ、また、この「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」や「実行計画工程表」、そして「経済財政運営と改革の基本方針 2022」にも配慮した審議をしていただきたく、本日改正について諮問させていただいたところでございます。

続きまして、本日お配りしております資料について、御説明いたします。

私から資料 17 まで御説明し、最後の資料 18 は連合さんから御提供いただいたものですので、説明については、後ほど林克己委員にお願いしたいと思います。

では、資料 1 をお開きください。第 51 期委員名簿です。

続きまして資料 2 が 各諸規程、御覧の 3 つをつけてございます。

資料 3 が 令和 3 年度の全国の最低賃金改定状況となっております。

次に、資料 4 として、先程御説明しました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などの政府方針から関係部分を抜粋したものを載せております。

資料 5 - 1 から 5 - 3 までが、今年の春闘結果についてでございます。5 - 1 が連合、5 - 2 が経済団体連合会、5 - 3 が浜銀総合研究所が発表した結果となっております。

続きまして、資料 6 から資料 11 までは、全国および神奈川の経済情勢を示す最新の資料となっております。初めに資料 6 の内閣府発表の月例経済報告をご覧くださいますと、「景気は、持ち直しの動きがみられる」とし、先行きについては、「経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」としつつも、「世界の情勢による原材料価格の上昇や制約、金融資本市場の変動による下振れリスクに十分注意する必要がある」としています。

資料 7 が日本銀行横浜支店発表の神奈川県金融経済概況で、「神奈川県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、基調としては持ち直している」としつつも、内閣府と同じように「ただし、資源価格上昇の影響には注視が必要」と判断しています。

資料 8 が同じく日本銀行横浜支店発表の企業短観調査結果となっております。資料 9 が神奈川産業振興センター発表の神奈川県内中小企業を対象とした中小企業景気動向調査結果となっております。

資料 10 が横浜財務事務所発表の神奈川県の経済情勢報告、資料 11 が関東経済産業局発表の管内の経済動向、となっております。後ほど、お目通しいただければと思います。

資料 12 は、厚生労働省が 5 月 31 日に発表しました本年 4 月分の「一般職業紹介状況」になります。本来であれば 5 月分が昨発表されるところであったのですが、本日にずれ込んだようなので、4 月分を付けております。御覧のとおり、4 月の全国の有効求人倍率は 1.23 倍で前月から 0.01 ポイント上昇となっております。そして 10 ページから 11 ページにかけてが、令和 3 年 4 月から今年 4 月までの月毎の都道府県別有効求人倍率の表となっております。10 ページの第 6 表-1 が就業地別、11 ページの第 6 表-2 が受理地別の有効求人倍率となります。

就業地別というのは、その人が実際に働いている場所別で、受理地別というのは、求人を受理した場所別ということで、就業地別のほうが実態を表しているといわれております。資料 13 は、神奈川労働局が昨日、6 月 30 日に発表しました本年 5 月分の労働市場速報になります。このプレスリリースに記載されてありますように 5 月の有効求人倍率は、受理地別で前月から 0.01 ポイント上昇し、0.88 倍、就業地別では前月から 0.03 ポイント上昇し、1.03 倍となっております。2 月に上昇に転じて以来上昇が続いているところでございます。

また、雇用情勢判断は、「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている」としており、先月に引き続いての判断となっております。続きまして資料 14 は、「神奈川県の賃金・労働事情」となります。

これは昨年同様、神奈川県最低賃金の推移や、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査など各種統計資料からデータを抜き出し表やグラフにしたものになります。まだ、発表がされていないものもございますのでその箇所は抜いた表現で記してございます。

この資料の 4 ページをご覧くださいますと、「令和 3 年の神奈川県最低賃

金と一般賃金水準との比較」となっておりまして、比較しやすいように、3ページには令和2年の数値を載せております。

4ページ、令和3年の左端には神奈川県 lowest賃金額、米印1の計算方法により計算した月額を記載しております。これと米印2に記載がありますように令和3年度賃金構造基本統計調査の都道府県別第6表から男女別の所定内給与額及び所定内労働時間数から時間額を出し最低賃金額と比較したものをパーセントで表記し最下段に記しております。

同じように3ページは令和2年度賃金構造基本統計調査結果から比較しているものでございます。

続きまして、5ページは賃金構造基本統計調査結果に基づき作成した過去3年間の雇用形態、年齢階級別の賃金で、上の表が男性、下の表が女性となっています。

御覧いただくと、正社員とそれ以外の別なく男性の35歳から59歳の層で、令和2年に比べ令和3年が減少しております。この年齢層については令和元年から3年連続で減少となっております。逆に、女性は昨年と比べ一部を除いて増加に転じている状況でございます。

なお、4ページ、5ページの表の基となる賃金構造基本統計調査は、調査月の6月において18日以上勤務しているなどの要件を満たした労働者のみを集計の対象としているため、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年以前と比べて要件を満たす労働者の割合が減少しており、公表値もその影響を受けている可能性があるため、結果の活用にあたっては留意してほしいとされていますことを申し添えます。

6ページは、毎月勤労統計調査結果から、企業規模5人以上と30人以上の事業所における「きまって支給する給与額」の推移を表したグラフとなっています。毎月勤労統計調査は、常用労働者5人以上を雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握することを目的に厚生労働省が実施している調査として、本調査の「きまって支給する給与額」とは、基本給、家族手当、通勤手当等の「所定内給与」のほか、時間外勤務手当や休日出勤手当のように所定労働時間外の労働に対して支給される「所定外給与」も含まれます。

このグラフに示すように、5人以上の事業所においては、神奈川、千葉では減少となっておりますが、東京、大阪、埼玉、全国平均で増加、愛知がほぼ横ばいとなっております、30人以上の事業所については、神奈川、千葉、埼玉で減少、東京、大阪、愛知及び全国平均で増加となっております。



7、8 ページが、全国と神奈川の給与額の比較、パートタイム労働者の比率、となっております。続きまして9 ページが全国の企業規模 100 人以上の事業所における「令和3年の賃上げの実態調査結果」となっておりまして、令和3年中における賃金の改定の実施状況、9月～12月の間で実施したものと今後の予定を含むものです。それを見ますと「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は80.7%（前年81.5%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業割合は1.0%（前年2.1%）、「賃金の改定を実施しない」企業割合は10.1%（前年9.5%）となっております。資料に記載はございませんが、参考までに業種別を申しますと「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」のトップ3は「金融業・保険業」が10.6%（前年4.1%）、「運輸業，郵便業」が7.8%（前年7.8%）、「宿泊業・飲食サービス業」が7.5%（前年7.5%）、「賃金の改定を実施しない」のトップ3は「宿泊業・飲食サービス業」が21.5%（前年19.5%）、「サービス業（ほかに分類されないもの）」が21.3%（前年16.0%）、「運輸業，郵便業」が20.8%（前年12.2%）となっております。

10 ページが企業倒産件数となっております。本年5月までの県内の企業倒産件数は大きな変化はなく20～30件で推移しています。

11 ページが神奈川県における「有効求人倍率とパート時給」の月別推移となっております。有効求人倍率が令和4年2月から上昇に転じている状態です。

なお、令和4年4月、一番右端でございますが、毎月勤労統計の数字が出ておりませんので緑の棒グラフがない表になってございます。

次に12ページの就業地別有効求人倍率の表を御覧ください。先ほど御紹介した資料No.12の一般職業紹介状況の都道府県別の表からAランクの局の求人倍率を抜き出した表となっております。

以降、13ページが完全失業率、14ページ以降が各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、標準生計費をグラフや表に取りまとめております。

資料15は、神奈川県と隣接する東京都、山梨県、静岡県の本年4月の求人票の所定内時給の上限と下限のそれぞれ平均値、それと求職者の希望時給額の平均値の分布表をつけてございます。

1 ページを御覧いただきますと神奈川労働局における求人・求職賃金の分布表となります。上段が令和4年4月、下段が令和3年4月の金額となっております。左端の職業計で見ますと、求人の上限額が上昇している一方

で、求人の下限額や求職賃金が下降している状況となっております。

次ページ以降に東京、山梨と載せ、その次に山梨と静岡の東部地域を載せております。4ページの山梨の東部のサービス業が突出した数字となっておりますが、これは何か限定的な求人がなされたか、前年度の数値はそれほど突出していないので、特殊な状況のものと思われれます。

5ページ目は、事務、販売、サービス、生産工程、運搬・清掃ごとの隣接県との比較となっております。6ページ以降が、川崎のハローワークや東京の大森のハローワーク、小田原のハローワークや静岡東部などを比較しております。

続きまして資料16についてですが、これは諸外国の状況を参考にお付けいたしました。資料17は、令和3年の賃金構造基本統計調査の結果となっております。

資料番号18につきましては、この後林委員お願いいたします。

#### 【林克己委員】

資料18、連合のほうの資料ですが、ポイントだけ御説明させてください。2021連合リビングウェイジ報告書という資料なのですが、5年に1回改訂するものでして、昨年末、12月に5年ぶりに改訂されました。改訂されたときは審議会に御提出させていただいて説明もさせていただいているので今回も入れさせていただいたところです。

めくっていただいて、詳細はお目通しいただきたいのですが、3ページ目に連合リビングウェイジとは何ぞやということが少し書いてございます。労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものでございまして、試算にあたっての考え方というところの中段に、労働者として健康的に働き続けるための基本となる衣食住と保険、医療に関わる費用等々、そういったものをマーケットバスケット方式ということで、さいたま市の実際の市中価格といったものを調査して算出しているものでございます。4ページ目にその概要が書いてございまして、5ページ目に表になっていきますものが、さいたま市の調査結果の一覧表となっております。

このことを踏まえまして詳細な解説が続くのですが、結論、見ていただきたい資料は14ページ目に一覧表になっていきます。これは調査結果を各都道府県の各係数を出ささせていただいて時間額にして算出させていただいている形の表でございます。神奈川は上から2番目のところの1,140円、去年までの5年前の調査は1,080円でしたので、私たち労働側の主張も目指すべき当面

の水準はリビングウェイジの1,080円と主張させていただいておりましたが、今回、物価等々が上がっていることも反映されているとあって、その水準が今回の調査で行くと1,140円になるという形でございますので、ご説明に代えたいと思います。以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。以上の説明について、何か御質問がありましたらお願いします。

**【会長】**

よろしいでしょうか。

それでは、その他、諮問に関し事務局から説明がありますか。

**【事務局：賃金室長】**

関係労使からの意見聴取についてでございます。

最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合、労働関係者及び関係使用者の意見を聴くものとする」とされており、同法施行規則第11条では、関係労使の意見書提出のための公示をする旨定められております。

これにより、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に7月20日まで、関係労使からの意見を聞く公示をいたします。

最近の状況では、意見書は労使双方から提出があり、昨年は、第2回の審議会で2団体の御意見を聴いています。

実際に御意見を伺う方について、準備の都合もありますので、どのように取り扱うか事前にご審議をお願いしたいと思います。

**【会長】**

意見書の提出に加え、審議会の場で意見を申述したいという団体等があれば、例年と同様意見を聴くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【各委員】（異議なし）**

**【会長】**

はい。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様5分程度でよろしいでしょうか。

**【各委員】（異議なし）**

**【会長】**

それでは、そのようにさせていただきますので、事務局はよろしくお願

します。

**【会長】**

それでは次に地方最低賃金専門部会の設置についてお諮りします。まず事務局から説明願います。

**【事務局：賃金室長】**

最低賃金法第 25 条第 2 項では、最低賃金の決定またはその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない旨定められております。

そして、同条第 3 項で、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関し、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で「専門部会の委員の数は 9 人以内とする。」とされております。

これに基づきまして、従来から公、労、使を代表する委員それぞれ 3 名、計 9 名で専門部会は構成されております。以上です。

**【会長】**

そこで皆さんにお諮りする訳でございますが、今年度も従来どおりの形にしたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

**【各委員】**（異議なし）

**【会長】**

それでは、従来どおり公労使 3 名ずつとしたいと思っております。次に専門部会委員の選出手続き等について、事務局から説明してください。

**【事務局：賃金室長】**

最低賃金審議会令第 6 条第 4 項では、

「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない」

とされております。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎の掲示板に 7 月 14 日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、神奈川労働局のホームページでもお知らせしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった方の中から局長が任命することとなります。

専門部会委員については次回、第 420 回審議会において御報告させていただきます。

**【会長】**

それでは次に、専門部会の廃止についてですが、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。

これは当然のことと考えますが、あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するということよろしいですか。

**【各委員】**（異議なし）

**【会長】**

ではそのようにいたします

**【会長】**

それでは、次の議題であります特別小委員会の設置について事務局から説明をお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

特別小委員会についてですが、本年 3 月に特定最低賃金の改正・新設決定の意向表明がされておりますので、おって正式な申出があるかと思えます。

その場合、従前は改正・決定の必要性を審議するため、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づいて、特別小委員会が設置されております。また同条では委員は会長が指名するとされております。

つきましては特別小委員会の設置について、御審議いただけたらと考えております。

**【会長】**

ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がされる見込とのことですから、その必要性の有無等について審議するため、本年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【各委員】**（異議なし）

**【会長】**

それでは委員は会長の指名ということでございますので、公益側については、私から指名させていただきます。

千葉委員、石崎委員、赤羽委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか

か。

(3名了承)

**【会長】**

次に、労・使委員についてですが、これについてはそれぞれ御推薦いただければと思います。

まず、労働者側、林委員いかがでしょうか。

**【林委員】**

はい、労働者側も昨年と同様ですが、私、林と佐藤委員、佐俣委員の3名でよろしく申し上げます。

**【会長】**

はい。次に使用者側、上谷委員、お願いいたします。

**【上谷委員】**

今年に関して、特に事前に相談したわけではないのですが、よろしければ昨年同様、大竹委員、山本委員と私とでやりたいと思います。

**【会長】**

はい。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、

公益側委員は、千葉委員、石崎委員、赤羽委員

労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、林克己委員

使用者側委員は、大竹委員、山本委員、上谷委員

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

それではせっかく皆様にお集まりいただいておりますので、本日は第一回目ということですから、労使それぞれの基本的考え方を、ここで御披露いただきたいと思います。

まずは労働者側からよろしいでしょうか。

**【林委員】**

はい。今年の審議も今日からスタートということで、またよろしく申し上げます。労働側の基本的な認識でございますが、毎年、一言目は今年は全く去年と違いますねという話をするのですが、また今年も大きく環境が違う審議になると感じております。コロナ禍というと3年目なのですが御案内のとおり感染は少し落ち着いていますし、どちらかというと経済活動を復活

させるということだと思っておりますので、もうウィズコロナという段階に移行していると思っております。ただ、御案内のとおり急激に今物価も上がってきているということでございまして、20 数年にわたるデフレが大きく変わるのではないかと思っております。新聞報道もされていますけれども OECD の調査によりますと、名目賃金、1995 年から 2020 年にかけてアメリカやイギリスでは 2 倍、韓国は 3 倍近く上がっていて、それぞれ物価の上昇率を賃金のほうが上回っていると、こういう統計が出ています。残念ながら日本は、統計上の課題もあるのですが、全体から見ると下落しているということで物価の上昇率に届いていないということになっております。

少し構造的な問題を抱えているという認識でございまして、毎年のように最低賃金を引き上げるための支援策をいただいていると思っておりますけれども、今一度賃金も上がって物価も上がるという社会に戻さないといけないという認識を持っています。そのためには、毎年お話をさせていただいてるのですが、適正な価格転嫁ができる世の中になっていかないといけないと思っております。モノの価値、つまり付加価値を上げるということの本質的な課題解決が急務だと思っております。そうはいつでも御案内のとおり、4 月、5 月の消費者物価指数は 2% を超えているということになりますので、家計のみならず経済活動にも大きな影響を与えていると思っております。で、この春闘、最終は来月ですけれども、今日も配布された資料に入っている数字で行きますと、賃上げは全体で 2.09% という形で、300 人未満の中小は 1.97% ということで昨年を上回る賃上げができているのですが、それを上回る物価上昇になっている状況です。最低賃金近傍で働く多くの労働者は、最低賃金が改訂されないと、賃金が上がらない方が多いということもございまして。現在の 1,040 円でも年収にすれば 200 万円をやっと超えたということでもありますので、直近の物価高の影響を最も大きく受けていると思っておりますし、日を追うごとに生活の不安というか生活に与える影響の深刻度が増しているという状況だと思っております。従いまして、昨年にも増して県内の経済情勢だとか、働く人に対する影響ということも関係資料にしっかり出していただきたいと思っておりますし、その中で中賃が決める目安を踏まえた審議を求めていますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございまして。

#### 【会長】

次に使用者側からお願いします。

#### 【上谷委員】

いま林委員からもお話がありましたとおり、ポストコロナはウィズコロナになっていますよねという認識は、去年にも私はこの場でも申し上げたかと思えます。企業経営していく上でもいつまでもコロナだ、コロナだと言って縮こまっていたって、企業自体が回って行かないですね。これからを見据えた企業経営、その中ではもちろん賃金を含めたことを考えていかなければいけない認識だと思えます。

ただ、僕らは毎年言っているのですが、ここは最低賃金を決める場です。最低賃金を守れない企業は企業として経営を継続できない、そこを決める場ですので、そのところを強調しながら話をしたいなと思っています。

ただ先ほども言いましたとおり、今年ずいぶんコロナの雰囲気が変わっていて、感染者数がどうのこうのというよりは、行動制限が全く去年、一昨年とは違っておりますので、そういったこともあって大竹委員の中小企業中央会の御尽力と事務局によって、事業場視察も今年3年ぶりに復活するということですので、そういったところの実情を、よく見ていただきながら進めていただきたいなと思えます。

物価高の話も林委員からありまして、企業側から見ると原材料の高騰ということになるのですね。同じような打撃を受けている中で、物価高だけでなく、コロナ以前からずっとそういう状況であったのですけれど、半導体を中心とした資材不足です。

もう1つは、労働側から見るとドライバーの過重労働みたいな話ですけど、運輸とか物流とかひっ迫していた。これはコロナ前からありました。これはコロナによって一段と厳しい状況になって、戦争も追い打ちをかけて、なかなか企業の生産活動に支障をきたしている。原材料の高騰と併せて原材料の入手困難、物流のひっ迫、そういうところが困難な状況になってきていると思っております。

そういうところの企業の立場を伝えていかなければいけない。それともう一つは昨年も強調したのですが、他の都道府県と比べたときに、企業から見て神奈川県は最低賃金は、正直言って納得できない。

何でこんなに高いのか。東京の次っていうのはまあいいとして、何で東京と1円しか違わないのか、次の大阪とは50円近く、埼玉、千葉とは80円以



上。そのところは、何でと理由を聞かれてもとても説明できない。ここに関しては非常に問題意識を持っています。

毎年の答申書の中にも、地域間の格差ということは書いていただいていますけれど、結果として改善されていませんので、そこに関しては強く訴えたいなと思っています。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

それぞれ、御意見、お立場はありますが、私を含め公益委員一同、円滑な審議会運営に努めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

それにしても、そうですね、東京と1円しか変わらない、うーん、下げるといふことも含め、なかなかそこが難しいところですけども。

**【会長】**

その他として何か事務局からありますか。

**【事務局：賃金室長】**

では、最後に今後の予定を申し上げます。

次回の審議会については、中央最低賃金審議会の目安額の答申を受けてからの開催となりますが、現在のところ、8月2日火曜日午後1時30分から予定しております。しかし会場が変更となっております。皆様にお知らせした会場は神奈川労働局の会議室となっておりますが、今日と同じこの会場での開催を予定しております。

次回、8月2日はこの会場ということでお願いいたします。

また、中央の審議会の開催状況をみまして、開催日時を変更する場合は、改めて御連絡させていただきます。

**【会長】**

他に何か御質問等ありますか。

なければ以上で予定していた議事はすべて終了しましたので、本日の審議会を閉会いたします。